

## (仮称) 令和 7 年度浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務仕様書

### 1 総則

本仕様書は、高知県（以下「県」という。）が令和 7 年度において発注する「(仮称) 令和 7 年度浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務」に適用する。

### 2 業務の目的

高知県では、発生が想定される南海トラフ地震に備え、高知市街地の被害を最小化するため浦戸湾の地震・津波対策を進めている。

河川堤防については、堤防耐震照査結果をもとに、液状化および長期浸水に対する対策を先行して実施しており、特に緊急性・重要性の高い一連工区において対策が進められている。また、港湾海岸堤防については浦戸湾の三重防護対策として発生頻度の高い津波(以下 L1 津波という)による浸水を防止するための対策が進められている。

今後、河川堤防についても、L1 津波の侵入防止を実施していく上で必要となる河川堤防の対策方針を決定することを目的とする。

### 3 業務の内容

#### ( 1 ) 設計計画

本業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務項目と内容、検討方針を示した業務計画書を作成し、監督職員に提出し承認を得る。

#### ( 2 ) 資料収集整理及び検討断面の設定

本業務の検討に係る資料をとりまとめるために必要な資料及びその他必要資料を収集整理する。収集した資料をもとに、現時点の解析条件、設計成果および工事実施状況を整理し、本業務で必要な検討区間および代表断面を設定する。対象断面の整理に際しては下記の項目を考慮して設定する。

なお、対策済み断面を反映することとする。(朔望平均満潮位対策工で設計が終了しているが施工前の断面も含む)

さらに、既往の耐震照査 (H28 基準) で朔望平均満潮位およびレベル 1 津波高さを満足している区間は対象外とする。

#### ( 3 ) 堤防耐震性能照査 (現況)

既存の土質資料を収集・整理し、必要の土質条件を設定する。県が提示するレベル2地震動（工学的基盤面における地震動：東南海・南海地震）を用いて、現況の構造形式に対して地震応答解析（二次元有限要素解析 FLIP）を行い、L1津波に対する追加対策の可否を照査する。解析に用いるパラメータは解析断面ごとに設定する。小河川については同一断面にて左右岸の両岸をモデル化する。また照査位置はパラペット高とし、照査の変位量は調査職員と協議の上決定する。

#### （４）整備高の目安の検討

対策工の検討に先立ち、(3)の検討結果と既往検討結果より、上下流、左右岸バランスを踏まえ、対策後の整備高の目安を検討する。

#### （５）対策工案検討

(3)、(4)の検討結果を踏まえ、L1津波対策が必要な区間における対策工の概略検討を実施する。なお、概略検討では、設計津波に対する偶発状態の安定性照査及び、必要に応じて構造部材の照査を行う。対策工については、左右岸、上下流、港湾区域のそれぞれの天端またはパラペット高さを考慮する。

#### （６）対策後のレベル2に対する地震応答解析

(5)で検討した対策工に対して、地震応答解析（FLIP）を行う。その結果、要求性能に満たない場合については、要求性能を満たす対策工を決定する。

#### （７）標準断面図作成

(6)で決定した対策工について標準断面図を作成する。また、その対策区間における概算工事費を算定する。

#### （８）河川ごとの整備高の決定と優先度の検討

これまでの検討結果および、上下流、左右岸バランスや対策工法の概算工事費等を踏まえ、各河川におけるL1津波に対応する整備高を決定する。また、設定した整備高に対して、河川堤防整備の優先度を検討する。なお、堤防高さの整備については令和13年度目安に完成させる整備スケジュールを作成する。

#### （９）次年度設計委託業務案の検討

これまでの検討結果から工事発注までを速やかに行うため、次年度必要となる標準的な委託業務の仕様書を作成するとともに、各工区ごとで発生するであろう課題等を抽出しそれを含めた調査・設計費用の概算金額を算出すること。

( 10 ) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間打合せ 5 回、及び成果納入時の計 7 回とし、業務着手時、成果品納入時は管理技術者と調査職員が行う。

( 11 ) 報告書作成

以上の業務の結果を踏まえ、報告書にとりまとめる。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 7 日まで

#### 5 提出書類

受託者は、次の ( 1 ) に掲げる書類については業務着手後速やかに、( 2 ) に掲げる書類にあつては業務完了後 2 週間以内に県へ提出し、承認を受けなければならない。

( 1 ) 業務の着手時

- ① 業務着手届
- ② 業務実施計画書

( 2 ) 業務の完了時

- ① 業務完了届
- ② 実績報告書及びその電子データ

#### 6 その他

( 1 ) 資料の貸出し

- ① 業務の実施に必要な書類のうち、県が保有する関係資料等は、受託者の要望により、県が受託者に貸与するものとする。
- ② 受託者は、資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、県の承認を受けなければならない。

また、貸与された資料は、業務完了時までには全て返却しなければならない。

( 2 ) 報告

受託者は、業務の実施期間中、県から業務進捗状況の報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務において知り得た内容を業務の目的以外に使用してはならない。

(4) 適用範囲

本仕様書は、業務の基本的な内容を定めるものである。

(5) 疑義

受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、県と十分に協議のうえ、適切に業務を行うものとする。

(6) 業務の完了

業務は、5 (2) に掲げる提出書類の承認をもって完了とする。

(7) 権利の帰属

業務において作成した資料、報告書等の権利は、県に帰属する。

(8) 品質管理

県が策定した「品質管理ガイドライン」の対象業務であり、このガイドラインに沿った業務の履行状況の点検、管理及び評価を実施する。